

学校法人永守学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人永守学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市右京区山ノ内五反田町18番地に置く。

2 この法人は、従たる事務所を亀岡市曾我部町南条大谷1番地1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを主な目的として、学校教育を行い、付随して児童福祉法に基づく保育事業を行う。

(設置する学校等)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の学校及び保育所を設置する。

(1) 京都先端科学大学

経済学部

経済学科

法学部

法学科

経営学部

経営学科

事業構想学科

経済経営学部

経済学科

経営学科

人間文化学部

心理学科

メディア社会学科

歴史民俗・日本語日本文化学科

国際ヒューマン・コミュニケーション学科

人文学部

心理学科

歴史文化学科

バイオ環境学部

バイオサイエンス学科

バイオ環境デザイン学科

食農学科

健康医療学部

看護学科

言語聴覚学科
健康スポーツ学科
大学院
法学研究科
経済学研究科
経営学研究科
人間文化研究科
バイオ環境研究科

- (2) 京都在くえん幼稚園
 - (3) 京都在くえん保育園
- (寄附金募集活動事業)

第4条の2 この法人は、大学の工学部及び工学研究科の設置に要する経費に充てるための事業として、寄附金募集活動を行うことができる。

- 2 募集する寄附金については、設置しようとする大学の工学部及び工学研究科の校地、校舎その他附属設備を取得するために必要な資金又は開設年度の経常経費に使用しなければならない。
- 3 受納した寄附金は、前項に記載する目的のために使用する資金として、他の財産と区別して信託銀行に信託する等確実な方法により管理しなければならない。
- 4 この寄附行為変更の認可後3年以内に、大学の工学部及び工学研究科の設置が認可されない場合は、文部科学大臣の承認を経て、受納した寄附金をこの法人の既設の学校の校地、校舎その他附属設備又は教育研究に要する経常的経費に充てるか、或いは、類似の目的のため、国、地方公共団体若しくは他の学校法人に寄附するものとする。

第2章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員をおく。

理事 12名以上17名以内

監事 2名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事のうち1名を副理事長、2名以内を常務理事として、理事総数の過半数の議決により選任することができる。副理事長、常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大学学長及び幼稚園園長
- (2) 評議員会において評議員のうちから選任した者5名以上7名以内
- (3) 学識経験者で理事会において選任した者5名以上8名以内

- 2 前項第1号及び第2号の理事は、大学学長、幼稚園園長又は評議員の職を退いたときは、

理事の職を失なうものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員(学長、園長、教員その他の職員を含む。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第8条 役員(第6条第1項第1号の理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期終了の後でも、後任の役員が選出されるまでは、なおその職務を行う。

(役員補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に重大な違反があったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に重大な違反があったとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由により退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事会)

第11条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集し、理事長はその議長となる。

4 理事会は定例会及び臨時会とし定例会は毎年2回以上、臨時会は必要あるとき開催するものとする。

5 理事長は、理事総数の2分の1以上の理事から付議事項を示して理事会の招集を請求されたときには、請求のあった日から10日以内にこれを招集しなければならない。

6 理事長が理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の日時、場所及び付議事項を、書面をもって通知しなければならない。

7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要するときはこの限りでない。

8 理事長が第5項の規定による招集をしない場合は、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によつ

て定める。

9 理事会は、理事総数の3分の2以上が出席することにより成立する。ただし、第11項の規定による除斥のため、3分の2に達しないときは、この限りでない。

10 前項の場合、付議事項について書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 理事会の議決について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長等の職務)

第13条 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

2 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の通常業務を分担して処理する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理又は代行)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 理事長、副理事長がともに事故あるとき又は欠けたときは、理事会において指名された理事が、その職務を代理し又はその職務を代行する。

(議事録)

第16条 議長は、理事会に関して、その開催場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成し、これに議長及び出席理事のうちから議長が指名した理事3名が署名押印し、これを事務所に備えておかななければならない。

(監事の職務)

第17条 監事は、次の各号に掲げる職務を行なう。

(1) この法人の業務を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること

(4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること

(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

(顧問)

第18条 この法人の業務に関して、重要な事項について、意見を聞くために顧問をおくことができる。

2 顧問は、この法人の特別の功労者又は学識徳望者のうちから理事会の議決を得て理事長が委嘱する。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第19条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は25名以上35名以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 評議員会は、定例会及び臨時会とし、定例会は毎年1回以上、臨時会は必要あるとき開催するものとする。評議員会の議長は評議員の互選とする。議長に事故があるときは、出席した評議員のうちから臨時議長を互選する。

5 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から付議事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

6 理事長が評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の日時、場所及び付議事項を、書面をもって通知しなければならない。ただし緊急を要するときはこの限りでない。

7 前項の通知は、会議の10日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要するときはこの限りでない。

8 評議員会は、評議員総数の過半数が出席することにより成立し、議事は出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 前項の場合、付議事項について書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

10 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第20条 議長は評議員会に関して、その開催場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成し、これに議長及び出席評議員のうちから議長が指名した評議員3名が署名捺印し、これを事務所に備えておかななければならない。

(諮問事項)

第21条 次の各号に掲げる事項について理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞かななければならない。

- (1) 予算・借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更

- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄付金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めたもの
(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げるものとし、第2号、第3号、第4号及び第5号の評議員は、理事会において選任する。

- (1) 大学学長及び幼稚園園長
 - (2) この法人及びこの法人の設置する学校の教職員のうちから10名以上13名以内
 - (3) この法人の設置する学校の卒業生で年齢25歳以上の者のうちから2名以上4名以内
 - (4) この法人の設置する学校の学生生徒等の保護者で年齢25歳以上の者のうちから3名以上5名以内
 - (5) 学識経験者のうちから8名以上11名以内
- 2 前項第1号に定める学校の長が、他の前項第1号に定める学校の長を兼務する場合、兼務する学校の長としての評議員も兼務することとし、この場合において、代理の評議員は選任しない。
- 3 前項第1号、第2号及び第4号に規定する評議員は、その選任資格を失ったとき、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第24条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期終了の後でも後任者が選出されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の補充)

第25条 評議員のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(評議員の解任及び退任)

第25条の2 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任

第4章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれに要する資産とし、財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産をもって構成する。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録のうち運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産その他基本財産以外の財産をもって構成する。

4 寄付金品については、寄付者の指定があるときには、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産処分の制限)

第28条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な金融機関に定期預金又は信託にし、若しくは確実な有価証券を購入して、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する経費は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、検定料及び補助金その他の運用財産の収入をもって支弁する。

(会計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるもの

とする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 学校会計の決算上剰余金を生じたときは、理事会の議決を得てその一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰越すものとする。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第35条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

- 2 前項の書類及び第17条第3号の監査報告書を各事務所に備えておき、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第36条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末現在により、毎会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第5章 削除

第38条から第40条まで 削除

第6章 解散及び合併

(解散)

第41条 この法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 理事会において、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

- 2 前項第1号の事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号の事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散した場合(合併又は破産による解散を除く)の残余財産は、解散時の理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行なう公益法人に帰属する。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第45条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行なう。

(施行細則)

第47条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この寄附行為は、昭和26年3月14日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和44年2月8日)から施行する。
- 2 この改正前の寄附行為によって選出された役員および評議員は、改正後の寄附行為によって選出せられた役員および評議員とする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和45年3月10日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和46年3月3日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和46年5月27日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和47年1月10日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和51年1月14日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和56年10月23日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和58年1月17日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和61年4月24日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和63年12月22日)から施行する。

附 則

平成元年9月19日文部大臣一部変更認可の寄附行為は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成2年12月21日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成3年1月11日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成6年3月16日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成7年3月16日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成10年12月22日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成11年3月29日)から施行する。

附 則

平成11年11月15日文部大臣一部変更認可の寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

平成12年5月24日文部大臣一部変更認可の寄附行為は、平成12年5月24日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成13年8月1日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成13年12月20日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成16年3月3日)から施行する。(寄附行為変更規程の変更)

附 則

この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。(メディア文化学科への名称変更)

(人間文化学部文化コミュニケーション学科存続に関する経過措置)

人間文化学部文化コミュニケーション学科については、平成16年3月31日現在在籍する当

該学生が在籍する間存続する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成17年4月1日)から施行する。(私立学校法一部改正に対応する一部変更)

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成17年12月5日)から施行する。(バイオ環境学部の設置)

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年7月21日)から施行する。(評議員の解任及び退任規定の追加)

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成20年3月26日)から施行する。(京都がくえん幼稚園園長を1号理事に規定)

附 則

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。(人間文化学部学科再編)

附 則

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。(人間文化学部学科改組届出による国際ヒューマン・コミュニケーション学科の設置)

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成21年10月30日)から施行する。(大学院バイオ環境研究科の設置)

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日(平成23年10月31日)から施行する。(収益事業部の廃止)
- 2 本規定条項中の接続詞については、規則等の区分及び制定等細則第3条第1項に定めるとおり修正する。

附 則

- 1 この寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可の日(平成26年3月20日)から発効する。
- 2 この寄附行為の改正は、平成26年4月1日から施行する。(設置学校変更に伴う役員・評議員の構成・定数などの改正)

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成26年10月31日)から施行する。(健康医療学部の新設に伴う改正)

附 則

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。(学部・学科の改編に伴う改正)

附 則

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。(2学科の廃止に伴う改正)

附 則

この改正は、平成27年9月1日から施行する。(主たる事務所の移転等に伴う改正)

附 則

この寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可の日(平成29年3月7日)の後である平成29年4月1日から施行する。(付随事業の追加)

附 則

この寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可の日(平成30年6月19日)から施行する。

附 則

この寄附行為の改正は、平成31年4月1日から施行する。(大学名の変更に伴う改正)

附 則

- 1 この寄附行為の題名、第1条、第6条及び第23条の改正は、文部科学大臣の認可の日(平成30年9月13日)の後である平成31年4月1日から施行する。(学校法人名の変更等に伴う改正)
- 2 この寄附行為第20条及び第36条の改正は、文部科学大臣の認可の日(平成30年9月13日)から施行する。(評議員会議事録署名人及び資産総額の変更登記期限の改正)

新 旧 の 比 較 対 照 表	
新	旧
<p>(設置する学校等)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の学校及び保育所を設置する。</p> <p>(1) 京都先端科学大学</p> <p>経済学部</p> <p>経済学科</p> <p>法学部</p> <p>法学科</p> <p>経営学部</p> <p>経営学科</p> <p>事業構想学科</p> <p>経済経営学部</p> <p>経済学科</p> <p>経営学科</p> <p>人間文化学部</p> <p>心理学科</p> <p>メディア社会学科</p> <p>歴史民俗・日本語日本文化学科</p> <p>国際ヒューマン・コミュニケーション学科</p> <p>人文学部</p> <p>心理学科</p> <p>歴史文化学科</p> <p>バイオ環境学部</p> <p>バイオサイエンス学科</p> <p>バイオ環境デザイン学科</p> <p>食農学科</p> <p>健康医療学部</p> <p>看護学科</p> <p>言語聴覚学科</p> <p>健康スポーツ学科</p> <p>大学院</p> <p>法学研究科</p> <p>経済学研究科</p> <p>経営学研究科</p>	<p>(設置する学校等)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の学校及び保育所を設置する。</p> <p>(1) 京都先端科学大学</p> <p>経済学部</p> <p>経済学科</p> <p>法学部</p> <p>法学科</p> <p>経営学部</p> <p>経営学科</p> <p>事業構想学科</p> <p>経済経営学部</p> <p>経済学科</p> <p>経営学科</p> <p>人間文化学部</p> <p>心理学科</p> <p>メディア社会学科</p> <p>歴史民俗・日本語日本文化学科</p> <p>国際ヒューマン・コミュニケーション学科</p> <p>人文学部</p> <p>心理学科</p> <p>歴史文化学科</p> <p>バイオ環境学部</p> <p>バイオサイエンス学科</p> <p>バイオ環境デザイン学科</p> <p>食農学科</p> <p>健康医療学部</p> <p>看護学科</p> <p>言語聴覚学科</p> <p>健康スポーツ学科</p> <p>大学院</p> <p>法学研究科</p> <p>経済学研究科</p> <p>経営学研究科</p>

<p>人間文化研究科 バイオ環境研究科 <u>工学研究科</u></p> <p>(2) 京都在くえん幼稚園 (3) 京都在くえん保育園</p> <p><u>附 則</u> この寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可 日（令和 年 月 日）の後である令和 2年4月1日から施行する。 <u>（工学部及び工学研究科の新設に伴う改正）</u></p>	<p>人間文化研究科 バイオ環境研究科 （新設）</p> <p>(2) 京都在くえん幼稚園 (3) 京都在くえん保育園</p>
--	--

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類								
年 度		H30年度	開設年度の前年度	開設年度	H33年度	H34年度	H35年度	合 計
区 分		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)	—	—	—	—	—	—	—
	施設	基 準 内	116,764	290,645	—	—	—	407,409
		基 準 外	14,784	36,293	—	—	—	51,077
	設 備	図 書	—	22,938	17,488	12,694	—	53,120
		教 具 校 具 備 品	—	63,027	5,982	404	—	69,413
	小 計		131,548	412,903	23,470	13,098	0	0
新設校の開設年度の経常経費								
合 計		131,548	412,903	23,470	13,098	0	0	581,019

既設校からの 転共用	施設	基 準 内	60,402 千円
		基 準 外	8,873 千円
	設 備	図 書	27,420 千円
		教具・校具・備品	6,029 千円

様式第4号その4（第11条関係）

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	581,019千円	平成30年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金3,535,105千円から平成30年度に131,548千円（校舎建築費）を支出し、その残3,403,557千円のうち、449,471千円を財源に充当する。
合 計	581,019千円	

様式第6号その2（第11条関係）

財 産 目 録 総 括 表

科 目	年 度	平成29年度末 (開設年度から3年前の年度)	平成30年度末 (開設年度の前々年度)	申 請 時 (平成31年3月31日)
一 基本財産		17,774,984 千円	21,284,371 千円	21,284,371 千円
二 運用財産		6,175,176 千円	5,860,684 千円	5,860,684 千円
三 負債額		4,300,376 千円	4,158,212 千円	4,158,212 千円
1 固定負債		2,656,067 千円	3,052,719 千円	3,052,719 千円
2 流動負債		1,644,309 千円	1,105,493 千円	1,105,493 千円
四 基本財産＋運用財産		23,950,160 千円	27,145,055 千円	27,145,055 千円
五 純資産（四－三）		19,649,784 千円	22,986,843 千円	22,986,843 千円

貸借対照表

平成31年3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定資産	23,436,827,598	20,408,676,679	3,028,150,919
有形固定資産	21,284,371,277	17,774,983,594	3,509,387,683
特定資産	1,260,624,899	1,731,634,135	△ 471,009,236
その他の固定資産	891,831,422	902,058,950	△ 10,227,528
流動資産	3,708,227,587	3,541,482,924	166,744,663
資産の部合計	27,145,055,185	23,950,159,603	3,194,895,582
負債の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定負債	3,052,719,315	2,656,067,162	396,652,153
流動負債	1,105,492,745	1,644,308,654	△ 538,815,909
負債の部合計	4,158,212,060	4,300,375,816	△ 142,163,756
純資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基本金	32,701,518,017	28,485,686,947	4,215,831,070
第1号基本金	32,237,518,017	28,021,686,947	4,215,831,070
第3号基本金	100,000,000	100,000,000	0
第4号基本金	364,000,000	364,000,000	0
繰越収支差額	△ 9,714,674,892	△ 8,835,903,160	△ 878,771,732
純資産の部合計	22,986,843,125	19,649,783,787	3,337,059,338
負債及び純資産の部合計	27,145,055,185	23,950,159,603	3,194,895,582

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和元年度	大学校舎の建設	鉄骨造地下1階地上8階建 21,180.36㎡ 京都府京都市右京区山ノ内五反田町18番地	平成30年 9月 着工 令和 2年 1月 完成予定	工学部・工学研究科共用
		京都太秦キャンパス新棟設計	平成30年 7月 着工 令和 2年 1月 完成予定	工学部・工学研究科共用
	学生寮建設	鉄骨造地下1階地上8階建 3,317.66㎡ 京都府京都市右京区山ノ内五反田町18番地	平成30年 7月 着工 令和 2年 1月 完成予定	工学部・工学研究科共用
		京都太秦キャンパス新棟設計（学生寮）	平成30年 7月 着工 令和 2年 1月 完成予定	工学部・工学研究科共用
	大学既設校舎の改修	東館改修工事 京都府京都市右京区山ノ内五反田町18番地	平成30年 9月 着工 令和 2年 1月 完成予定	他学部・大学院と共用
	大学工学部及び工学研究科 実験実習用機器備品の購入	実験実習機器備品 2,237点	令和 2年 3月～令和 4年 3月 購入予定	工学部・工学研究科共用
	大学教育用 機器備品の購入	机・椅子等 9,789点	令和 2年 3月 購入予定	工学部・工学研究科共用
		机・椅子等 235点	令和 2年 3月 購入予定	工学部・工学研究科共用
		ICカード管理システム他 3点	令和 2年 3月 購入予定	他学部・大学院共用
	大学サーバ装置・PCの購入	サーバ装置 14点 PC 600点		
大学工学部及び工学研究科 図書の購入	図書 18,600冊 学術雑誌 18誌 その他図書 100点	令和 2年 1月～令和 4年 1月 購入予定	工学部・工学研究科共用	
令和02年度	大学既設校舎等の改修	バイオ環境館・悠心館空調設備更新 京都府亀岡市曾我部町南条大谷1-1	令和 2年度及び 令和 3年度中 実施予定	
		第2クラブハウス更衣室整備 京都府亀岡市曾我部町南条大谷1-1	令和 2年度中 実施予定	他学部・大学院と共用
令和03年度	該当なし			
令和04年度	該当なし			
令和05年度	該当なし			

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度 (令和2年度)	令和3年度	令和4年度	完成年度 (令和5年度)
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒等納付金収入		17,910	34,910	39,200	39,200
手数料収入		610	630	630	630
寄付金収入		17,110	30,020	30,030	27,630
補助金収入		0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		60	160	180	180
受取利息・配当金収入		60	210	300	400
雑収入		110	250	280	280
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		8,400	8,200	8,200	8,200
その他の収入		0	10	10	10
資金収入調整勘定		△ 8,400	△ 8,400	△ 8,200	△ 8,200
前年度繰越支払資金		8,995	1,325	19,835	47,685
収入の部合計		44,855	67,315	90,465	116,015

(支出の部)

科目	年度	開設年度 (令和2年度)	令和3年度	令和4年度	完成年度 (令和5年度)
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		2,660	2,660	2,660	2,660
教育研究経費支出		7,540	16,300	19,530	20,240
管理経費支出		8,320	13,410	12,890	9,420
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		900	520	210	220
設備関係支出		23,780	13,870	6,700	950
資産運用支出		60	190	280	370
その他の支出		100	240	300	300
予備費		170	390	450	450
資金支出調整勘定		0	△ 100	△ 240	△ 300
翌年度繰越支払資金		1,325	19,835	47,685	81,705
支出の部合計		44,855	67,315	90,465	116,015

事業活動収支予算決算総括表

年度 科目		(収入の部)				
		開設年度 (令和2年度)	令和3年度	令和4年度	完成年度 (令和5年度)	
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分	
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	17,910	34,910	39,200	39,200
		手数料	610	630	630	630
		寄付金	17,130	30,060	30,070	27,670
		経常費等補助金	0	0	0	0
		付随事業収入	60	160	180	180
		雑収入	110	250	280	280
		教育活動収入計	35,820	66,010	70,360	67,960
	支出	人件費	2,660	2,660	2,660	2,660
		教育研究経費	26,030	39,800	40,920	39,240
		管理経費	9,430	14,660	14,160	10,630
		徴収不能額等	0	0	0	0
		教育活動支出計	38,120	57,120	57,740	52,530
	教育活動収支差額		△ 2,300	8,890	12,620	15,430
	教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	60	210	300
その他の教育活動外収入			0	0	0	0
教育活動外収入計			60	210	300	400
支出		借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出計	0	0	0	0
教育活動外収支差額		60	210	300	400	
経常収支差額		△ 2,240	9,100	12,920	15,830	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	20	40	40	40
		特別収入計	20	40	40	40
	支出	資産処分差額	10	30	40	40
		その他の特別支出	0	0	0	0
		特別支出計	10	30	40	40
特別収支差額		10	10	0	0	
[予備費]		150	350	400	400	
基本金組入前当年度収支差額		△ 2,380	8,760	12,520	15,430	
基本金組入額合計		△ 24,600	△ 14,220	△ 6,640	△ 900	
当年度収支差額		△ 26,980	△ 5,460	5,880	14,530	
前年度繰越収支差額		600	△ 26,380	△ 31,840	△ 25,960	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		△ 26,380	△ 31,840	△ 25,960	△ 11,430	
(参考)						
事業活動収入計		35,900	66,260	70,700	68,400	
事業活動支出計		38,280	57,500	58,180	52,970	